

*想定される質問とその回答をお知らせします。

1 支援対象の検定

Q.1 支援対象の検定はどのように決定したのですか。

A.1 高校生等を対象とした資格取得検定はたくさんありますが、その中で各分野において多くの生徒が受験すると考えられる検定を選びました。高い目標設定にしてあるのは、資格取得に意欲的に取り組んでいる生徒を支援するためです。

2 支援対象の生徒

Q.2 どの生徒が支援対象の要件に該当しているのか把握できないことがあります。どうすればよいでしょう。

A.2 基本的には、生徒個人による申込申請です。教室等に掲示して、本事業の概要をお知らせください（送付しました書類の掲示・配付等）。その後、事業の要件に該当する生徒より申込の申請があれば対応していきます。

また、事務室は生徒家庭の経済状況が把握できているので、確認してもらえればと思います。

Q.3 生徒は県内の高等学校に在籍しているのですが、保護者が県外に在住しています。支援の対象になりますか。

A.3 支援の対象となります。

Q.4 今年度2年生で支援を受けるつもりですが、来年度3年生でも再度の支援は受けられますか。

A.4 在籍中は、1年度に1回ずつ支援を受けることができます。

3 申請手続き

Q.5 申請に期限はありますか。

A.5 受験に係る申請は、検定前であっても検定後であっても大丈夫です。令和6年2月29日（木）までに当会に届いたもの（消印有効）を受け付けます。

Q.6 高校生等奨学給付金受給者なのですが、支給決定通知書は昨年度のものでもよいのですか。

A.6 高校生等奨学給付金の決定は10月ごろ学校から通知があります。それ以降の受験であるならば、令和5年度（内容は令和4年度分）の通知書、10月以前の受験であるならば令和4年度（内容は令和3年度分）の通知書を利用してください。

Q.7 生活保護受給世帯なのですが、発行日が令和4年6月以前の生活保護受給証明書ではダメですか。

A.7 「発行日が令和4年6月以降の生活保護受給証明書」としているのは、令和4年度及び令和5年度の家庭状況を反映させるためです。通例、公的な証明書は毎年6月頃に更新されるため、6月以前の書類ならばこの場合令和3年度の状況になってしまうため、条件から外れます。

Q.8 「県及び市町村民税所得割**非課税世帯**」に該当するのはどのような世帯ですか。また、申請の際にはどのような書類の提出が必要ですか。

A.8 保護者等全員の県及び市町村民税の所得割が非課税（0円）である世帯です。「課税（非課税）証明書」または「納税通知書」のいずれかのコピー（写）を親権者（親）全員分提出してください。

Q.9 「**扶養関係を証明する書類**」とはどのようなものですか。

A.9 生徒本人の「健康保険証」および「母子家庭等医療費受給者証」等です。ただし「国民健康保険証」の場合、様式3「扶養申立書」が必要になる場合があります。

Q.10 実施要綱2内容(3)に「当該年度の受験に係る申請は、当該年度内に限る。また、本人への支援は年度内1回限りとする。」とありますが、わかりやすく説明してください。

A.10 「当該年度の受験に係る申請は、当該年度内に限る。」は、令和5年度に申請した検定は、令和6年3月31日までに受験しなければならないということです。令和6年4月1日より新年度になるので、4月1日以降の受験の申請を当該年度でない令和6年3月31日までにすることはできません。

「本人への支援は年度内1回限りとする。」は、受験しようとする検定は通例年2～3回の試験が実施されますが、申請は1回ということです。様々な検定がありますが、申請できるのは「1つの検定1回だけ」です。年度がかわれば、また「1つの検定で1回だけ」申請できます。

4 報告書

Q.11 報告はどのようにすればいいですか。

A.11 形式は自由です。検定結果がわかる書類等をJPEGやPDF等の形式で下記のアドレスにメール送付ください。報告は検定結果の発表後速やかにお願いします。

メールが利用できない場合は紙で郵送または持参によりお願いします。

送付先 E-mail : kshoku06@pure.ne.jp

※高校生等資格取得支援事業に関することでしたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

兵庫県高等学校教育振興会 総務課 教育活動支援係 担当：柴田

TEL 078-361-6650